

第 749 回神奈川県海区漁業調整委員会議事録

日 時 令和 4 年 9 月 22 日 (木) 13 時 55 分～14 時 30 分

場 所 神奈川県庁 新庁舎 5 階 「第 5 会議室」

議題

1 諮問事項

- (1) 固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について
(資料 1)
- (2) さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮
について
(資料 2)
- (3) 潜水器漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について
(資料 3)

2 協議事項

- (1) 海区漁場計画 (共同漁業権) について (その 2) (資料 4)

3 その他

- (1) 令和 4 年 12 月の委員会開催日程について
- (2) その他

[参考資料]

- ① 福島海区漁業調整委員会指示 (参考資料 1)
- ② 東京海区漁業調整委員会指示 (参考資料 2)

出席者

- ・ 委 員 漁業者委員 青木 勇、青木 勝海、石橋 英樹、大竹 清司、小澤 紳一郎、
黒川 和彦、小菅 君明、小山 雄輔、福本 憲治、宮川 均、
山田 正行
- 学識経験委員 鵜飼 俊行、櫻本 和美、玉置 泰司
- ・ 事務局 山本事務局長、川上事務局長代理、高安主査、上原主任主事
- ・ 県水産課 石黒担当課長、井塚 GL、相澤副技幹、原田主査、野口技師

議 事

山本事務局長

それではこれより委員会を開催いたします。

委員の皆様の出席状況について御報告いたします。

本日は15名中14名の委員の出席をいただいております。漁業法第145条第1項の規定を満たしておりますので、委員会が成立することを御報告申し上げます。

それでは議長、よろしくお願いいたします。

議 長
(櫻本会長)

それではただいまから第749回の委員会を開催します。

本日の議題ですが、諮問事項が3件、協議事項が1件、その他となっております。

それでは議事に入る前に本日の議事録署名人を指名させていただきます。

黒川委員、小菅委員、よろしいでしょうか。

両委員

了 承

議 長

それでは黒川委員、小菅委員よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。

まず諮問事項(1)「固定式刺し網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

本件につきましては資料が当日配付されておりますので、水産課から説明をお願いいたします。

水) 相澤副技幹
議 長

【資料1に基づき説明】

この件に関しまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

特段ないようでしたら諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議 長

了 承

それではそのように決めます。

続きまして諮問事項(2)「さより機船船びき網漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 野口技師
議 長

【資料2に基づき説明】

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同

了 承

議長

それではそのように決めます。

続いて諮問事項（３）「潜水器漁業に係る制限措置及び申請期間の制定並びに許可の有効期間の短縮について」を議題とします。

資料内容等について水産課から概要の説明をお願いいたします。

水) 原田主査
議長

【資料３に基づき説明】

この件につきまして何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

特段ないようですので、諮問事項の内容のとおり異議がない旨知事に答申することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同
議長

了承

それではそのように決めます。

続いて協議事項（２）「海区漁場計画（共同漁業権）について（その２）」を議題とします。

資料内容等について水産課から説明をお願いいたします。

水) 原田主査
議長
玉置委員

【資料４に基づき説明】

この件について何か御意見、御質問等ございますでしょうか。

共第 14 号ですが、28 ページの（９）のアでナガラミの話があります。

同様に 30 ページの小型機船底びき網の 3 種でもだんべいきさごがあり、これは同じものだと思いますが、漁業権の対象種として挙げなくてよいのでしょうか。

水) 原田主査

共同漁業権の調査は過去 10 年間の実績について記載しておりますが、現状でナガラミはほとんどいない状態で、増殖の取組も行われておりません。

組合からの要望も特に出ていないので、今回漁業権に加えてはおりません。

玉置委員
議長

分かりました。

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

基本的な質問で恐縮ですが、例えば 7 ページの現行免許の内容からの変更点で、第一種共同漁業権になまこ漁業を追加するとありますが、これは行政的な判断から追加するという事なのでしょうか。

あるいはある程度漁業者からの希望等があって変更するのでしょうか。

水) 原田主査

両方の面があります。

なまこ漁業を創設するときに水産庁や関係機関との調整をしましたが、その際の水産庁の見解では、共同漁業権内のなまこ漁業については、漁業権として操業することを基本としています。

当該区域については現在なまこ漁業が漁業権に入っていないので、漁業権

化するためのつなぎとしての許可漁業という位置付けがありました。

これは行政上の都合になります。

もう1点、7ページに固定式刺し網の記載がありますが、なぜあるかと言いますと、漁業権漁業で固定式刺し網を操業していると、なまこが引っ掛かることがあります。

なまこが漁業権の内容に入っていない状態で刺し網を操業してなまこが引っ掛かった場合、漁業法上、無許可、無免許でなまこを採捕したことになりかねません。

許可漁業において新たになまこを獲りたいという場合、個人ごとに許可することになりますが、漁業権の場合、組合に所属する組合員であれば漁業権行使権を法律上自然と持つことになります。

このように、許可を持っていない人がなまこを逃がさないといけないという状況があり、それについて漁業者側から改善の要望があったという事情もあります。

議長

ありがとうございました。

他に御意見、御質問等ございますでしょうか。

鵜飼委員

聞き漏らしただけかもしれませんが、28ページの大磯二宮漁業協同組合の行使状況の中にえむしがありますが説明されましたでしょうか。

水) 原田主査

再度御説明いたします。

砂浜域のえむしについては、あまだいはえ縄などの餌にされていると聞いております。

最近あまだいはえ縄をしている方がおらず、えむし自体は自家用餌料としての採捕になります。

そのため行使実態は無となっておりますが、えむし漁業については直接えむしを目的としているわけではなく、間接的な必要性からの漁獲となっております。

あまだいはえ縄などの漁業としての需要が再度出てくる見込みもありますので、漁業権にはそのまま残しております。

鵜飼委員

再開する見込みがあるのですね。

別に漁業権化しなくても獲れるのではないかという気がします。

水) 原田主査

漁業権化しなくても獲れますが、排他的に獲るために漁業権化しております。

相模湾側の浜を歩いてみるとえむし採取の跡で穴だらけになっていることがあり、組合の管理下に置けない状況になってしまうので、排他的に営める

権利を担保する意味で残しております。

鵜飼委員 生息しているということなのでしょうか。

水) 原田主査 生息しています。

鵜飼委員 それはデータとしてあるのでしょうか。

水) 原田主査 えむしを掘るのは浜の方になりますが、相模湾試験場での調査で、えむしにあたる生物はかなり大量に確認されております。

鵜飼委員 分かりました。

議長 ありがとうございます。

議長 他に御意見等ございますでしょうか。特段ないようでしたら、今回提示されました海区漁場計画素案を了承することとしたいと思いますがいかがでしょうか。

委員一同 了承

議長 それではそのように決めます

議長 以上で本日の議題は終了となりますが、最後に委員の皆様から何かございますでしょうか。

議長 それでは本日の委員会はこれで閉会とします。

議長 御協力どうもありがとうございました。

以上